

医政発 0324 第 3 号
令和 8 年 3 月 24 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知。以下「取扱通知」という。)等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

本日、「医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和 8 年厚生労働省令第 32 号。以下「改正省令」という。)が公布され、令和 8 年 3 月 31 日に施行予定です。改正省令の趣旨については「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」(令和 8 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 1 号厚生労働省医政局長通知)において周知しているところです。

今般、他の医療機関で調製された PET 検査薬の使用に当たり留意すべき事項について、別添の新旧対照表のとおり取扱通知を令和 8 年 3 月 31 日付けで改正することとしたため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。